

令和7年度第9回高田区地域協議会 次 第

日時：令和8年1月19日（月）午後6時30分～

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 自主的な審議

(1) 今後の活動について

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 2月16日（月）午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 3月16日（月）午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

12/15 勉強会「高田祇園祭の歴史について」講話まとめ

○祇園祭全般について

- 「直江津・高田祇園祭の御旅所行事と屋台巡行」は、新潟県指定の無形民俗文化財。
- 祇園祭は、869年に疫病が全国的に流行った際、国の数と同じ66本の矛を立て、そこに悪霊を集めて燃やしたり川に流したのが始まり。それが全国の国府の地に広がり、直江津にも伝わった。1000年くらい前から行われていただろう。
- 福島城から高田に城が移る時、福島城下の城下町を寺社も含めて完全に移転したが、八坂神社は朱印地拝領を辞退して直江津に留まり、その代わりにみこしが高田へ出張することになった。歴史的に高田と直江津のモヤモヤの関係がここにある。
- 明治15年まで祭典費用は全部高田で負担していたが、直江津町史によると明治15年に 高田7、直江津3分でみこしを新調したという。
- 上越まつりという大きな括りの中で埋没してしまっている部分もあるかと思う。直江津はある時期から上越まつりというのは補助金を市からもらうだけで、祇園祭なんだということを言い出した。この括りから一番最初に抜けたのが謙信公祭。謙信公祭も上越祭りの一環であるが、謙信公祭をやっている人は上越まつりとは言わない。祭りが分散しているように思う。

○直江津の祇園祭

- 直江津の祇園祭は、町民の祭り。昭和36年までは7月6日から祇園祭が始まり14日に直江津に帰ってきていた。直江津の商店街の売り出しは13日で終わるため、14日からは町中が商店街の店をとっ散らかしてお祭りに集中していた。
- 直江津の氏子町内は、600メートル四方くらいの小さい町。屋台を出す青年会、直江津地区としての連合青年会があり、これが屋台の運行などを町内会と連絡しながらやっている。祇園ばやしの稽古で指導者の青年会・町内会と小中学生との間でゆるい上下関係やまちの絆が生まれる。
※直江津中学校の調査では、生徒は地域を知ろうとする気持ちが非常に強く地域愛も強い。地域の人たちも学校に非常に協力的という。
- 直江津は公式には中央何丁目等になっているが、屋台は旧町名の自治会を組織して、天王町や沖見町など19町内会が出している。中央は5丁目までしかないので、屋台が減ってしまうのでこのようになっている。ただし、やはり問題は人口の減少。みこしの担ぎ手がいらない。

○高田の祇園祭

- 高田では7月14日に御旅所の地鎮祭があり、直江津は22日に三八朝市通りで御旅所の地鎮祭が行われる。23日に高田の祇園祭祭典委員がみこしを迎えに来て出発する。陀羅尼八幡に滞在した翌日（表祇園）、北本町、本町、南本町を巡行し、24日、25日と御旅所で滞在して、26日（裏祇園）は大町、仲町、寺町、東本町を通り、稲田から川を下る。平成3年に完全な川下りが復活した。
このような経路は、みこしは同じ道を担いで通らないという習わしによるものと考えられる。
- 高田の祇園祭は城下町の祭り。組織図等に地域の特徴がある。昭和36年までは1週間みこしが滞在していたが、時代にそぐわない滞在期間、商店街の商売への影響、高田祭と一緒にやったが商売のほうが一番上手くないということで、度々の日程の変更で昭和48年から今の形になった。
- 高田の氏子町内はとても大きい。本町通りだけでも端から端まで2キロあるので、その規模で祭りを行うのは大変だと思う。明治時代の新聞に「南北にだらだら長くて帯のような町、こんな町だから発展しない」と、城下町を真っ向から否定する投稿が新聞に載った。

1. 前回（令和3年1月実施）の課題（主な住民等のニーズ）

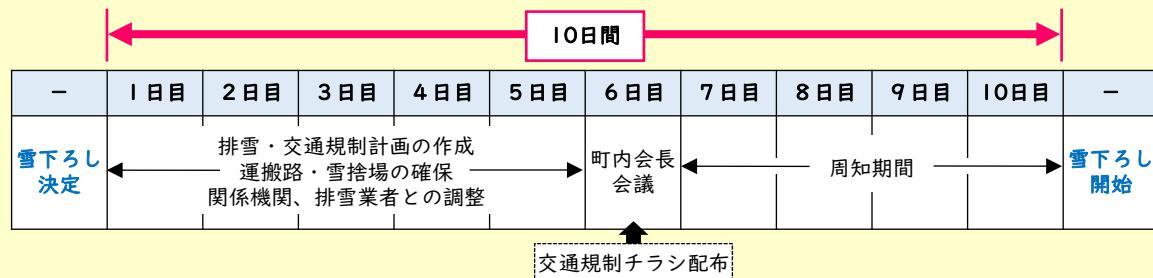
- 屋根雪下ろし事業者の確保が困難であった。
- 一斉屋根雪下ろしの決定から実施までの期間を短縮してほしい。
- 緊急車両が、可能な限り家の近くまで来れるようにしてほしい。
- 通行止めの期間を最小限にしてほしい。 など

2. 課題に対する対応方針

- 屋根雪下ろし事業者（作業員）の手配や広範囲にわたる通行規制の回避を目的に、**土・日曜日に限らず平日を含めた分散的・段階的な屋根雪下ろし及び排雪作業**に令和5年に見直しを行いました。

3. 見直しの基本的な考え方

- 屋根雪下ろし作業の土日・平日の振り分けは、令和3年度に実施したアンケート調査による町内会の意向を最優先とする。（※1）
- 屋根雪下ろし日は、令和3年1月の雪下ろし実績の多少及び早期交通解放を行うなどの理由により、1日間と2日間に振り分ける。
- 雪下ろし決定の曜日に応じて、雪下ろし開始日を土曜日または水曜日の2パターンとし、排雪完了までのトータル日数を6日間（※2、※3）とする。
- 雪下ろし決定から雪下ろし開始までの日数は10日間を基本とする。



- ※1 一部、隣接町内会との調整により、町内会の意向に沿えない箇所があります。
- ※2 早期の交通解放を目的に車が通れる道幅は確保しますが、路肩に雪が残ってしまうこと、及び雁木内にこぼれた雪の処理ができないことを前提とした日数です。
- ※3 通過交通の迂回や一斉屋根雪下ろし対象住民の車の利用を極力控えていただく等のご協力により、排雪作業が効率的に行えることを前提とした日数です。

4. 見直しのイメージ図

■ 前回（令和3年1月）の屋根雪下ろし・排雪作業の実施工程

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
高田地区全体	雪下ろし 	雪下ろし 	排雪 	排雪 	排雪

最長で5日間の交通規制の箇所が発生

交通解放

■ 見直し後の屋根雪下ろし・排雪作業の実施工程

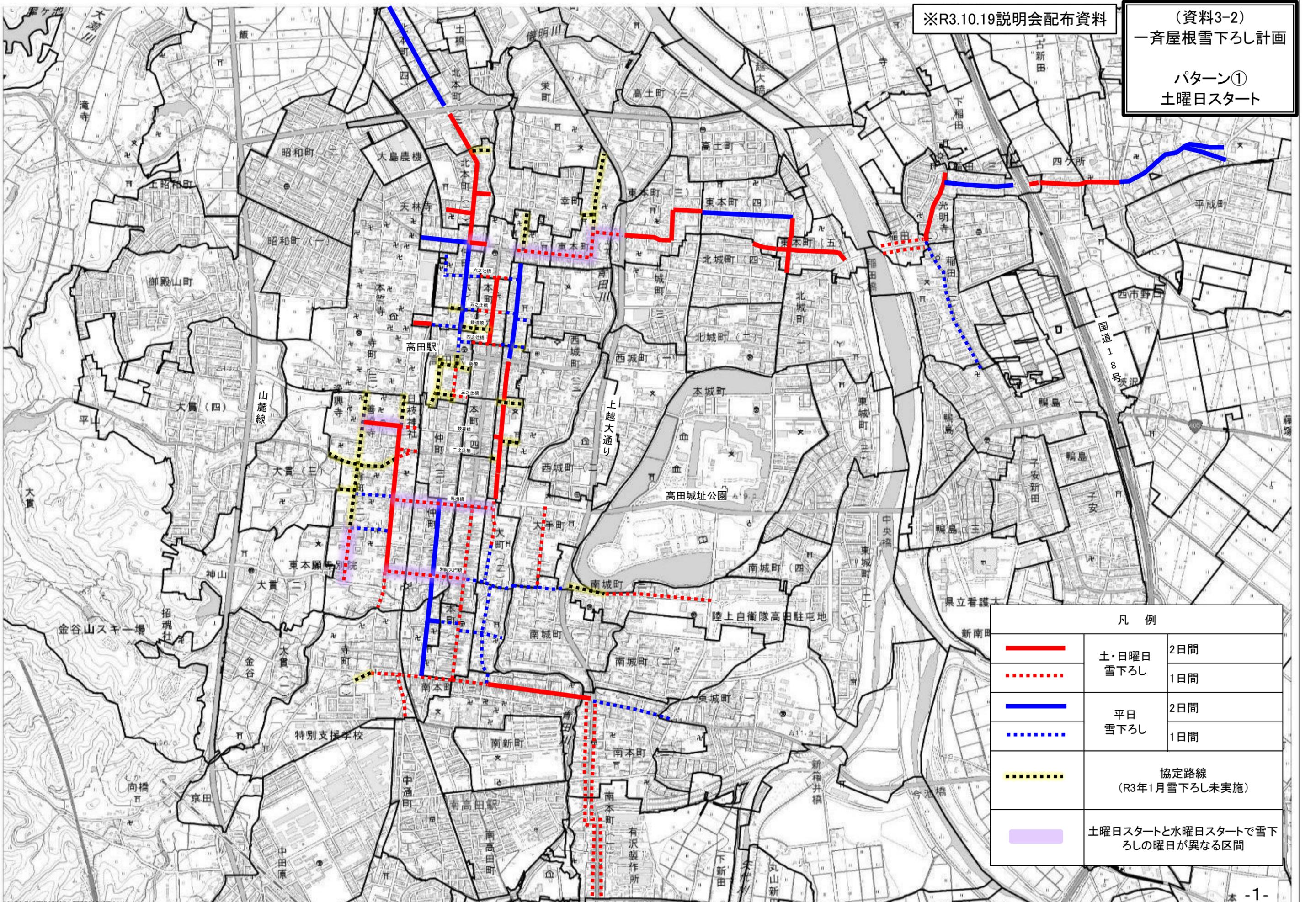
・パターン①：土曜日に屋根雪下ろしを開始する

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
土日雪下ろし1日間の路線	雪下ろし 	排雪 	交通解放			
土日雪下ろし2日間の路線	雪下ろし 	雪下ろし 	排雪 	交通解放		
平日雪下ろし1日間の路線				雪下ろし 	排雪 	交通解放
平日雪下ろし2日間の路線				雪下ろし 	雪下ろし 	排雪

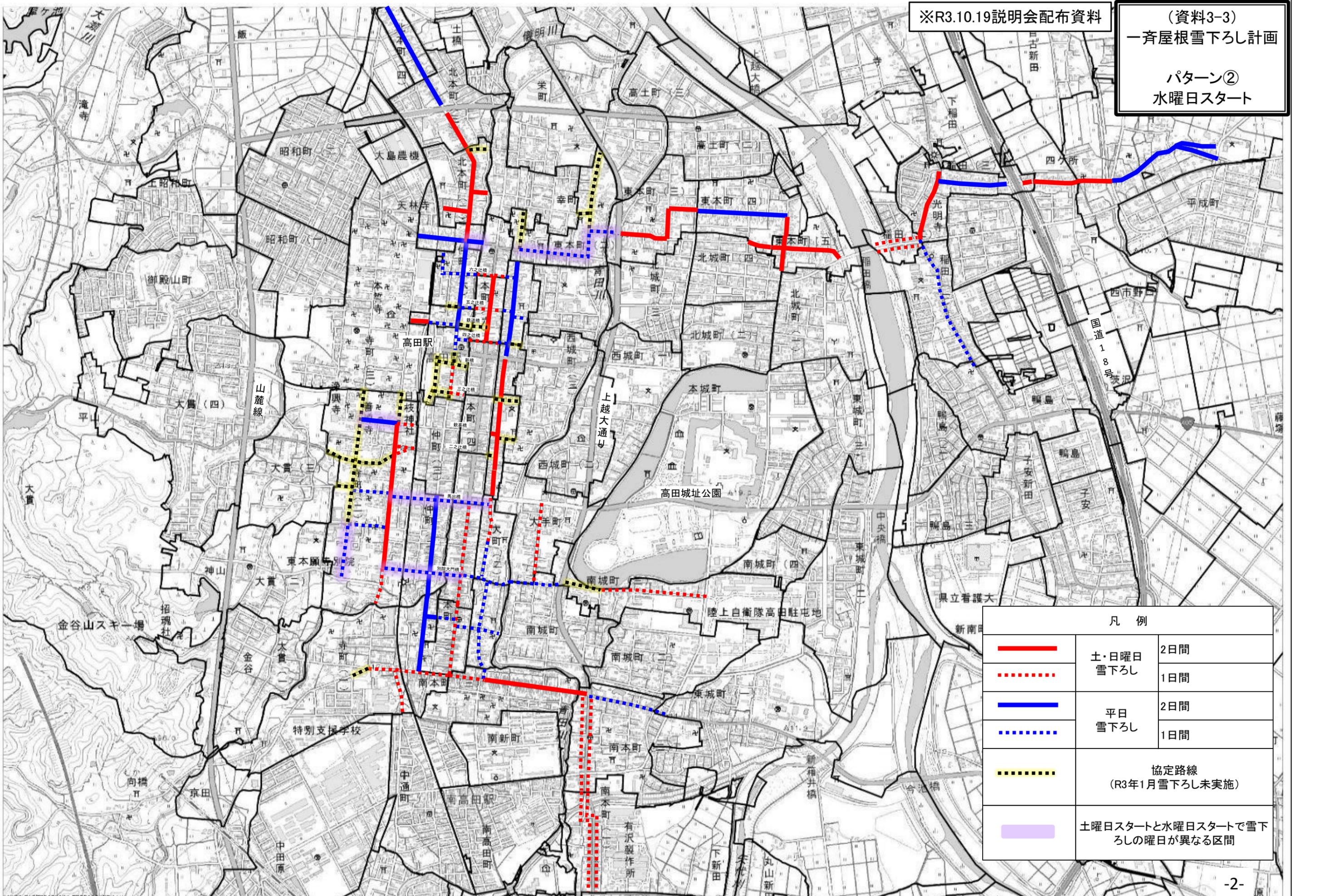
・パターン②：水曜日に屋根雪下ろしを開始する

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
土日雪下ろし1日間の路線				雪下ろし 	排雪 	交通解放
土日雪下ろし2日間の路線				雪下ろし 	雪下ろし 	排雪
平日雪下ろし1日間の路線	雪下ろし 	排雪 	交通解放			
平日雪下ろし2日間の路線	雪下ろし 	雪下ろし 	排雪 	交通解放		

※ 上記は基本的なパターンであり、交通規制や運搬路確保のために工程が前後する場合があります。
※ 屋根雪下ろしの土日・平日、1日間・2日間の振り分けは資料3-2、3-3をご確認ください。



凡 例		
	土・日曜日 雪下ろし	2日間
		1日間
	平日 雪下ろし	2日間
		1日間
	協定路線 (R3年1月雪下ろし未実施)	
	土曜日スタートと水曜日スタートで雪下ろしの曜日が異なる区間	



凡例		
	土・日曜日 雪下ろし	2日間
		1日間
	平日 雪下ろし	2日間
		1日間
	協定路線 (R3年1月雪下ろし未実施)	
	土曜日スタートと水曜日スタートで雪下ろしの曜日が異なる区間	